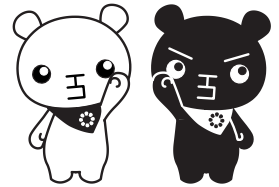




## 税証明書について（利用上の注意）

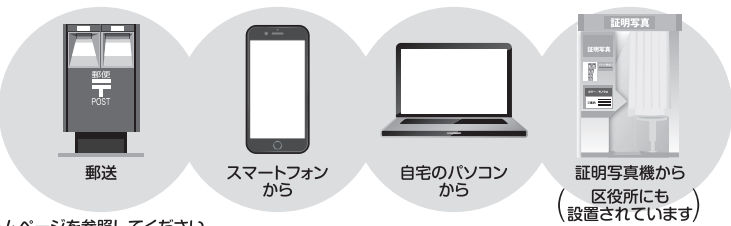
- 1 証明書の交付は、マイナンバーカード所有者本人分のみです。  
（市・県民税の申告のない場合は交付できません。  
また、証明書取得時点で、北九州市に住民登録がない場合も交付できません。）
- 2 取得できるのは、最新年度分のみです。
- 3 所得（課税）額証明書は、所得額、市県民税額等の金額を記載した証明です。
- 4 非課税の方は、所得（課税）額証明書の交付はできません。  
非課税証明書の交付となります。  
非課税証明書には、所得額、市県民税額等の金額の詳細は記載されません。  
非課税の方で、所得（課税）額証明書が必要な場合は、各区の証明窓口で証明書を取得してください。
- 5 手数料の免除や操作を誤った場合等の返金はできませんので、ご注意ください。




©ていたん＆ブラックていたん、北九州市

## マイナンバーカードの交付の流れ



- 1 申請書を準備します。  
申請書は、個人番号通知書類に同封されています。紛失したり、記載事項に変更がある場合は、住所地の区役所市民課等で、新しい申請書を請求してください。
- 2 郵送又はWEBでJ-LISあて申請します。  


※申請方法はJ-LISホームページを参照してください。
- 3 1～2ヶ月程度で交付通知書が届きます。  

- 4 交付場所で受領します。  
交付場所は、住所地の区役所市民課です。  
本人確認書類のほか、交付通知書に記載された必要書類を持って、ご本人が受取にきてください。

マイナンバーカード総合サイト  
（地方公共団体情報システム機構 J-LIS）  
<https://www.kojinbango-card.go.jp/index.html>



マイナンバー（社会保障・税番号）制度  
（内閣府）  
<http://www.cao.go.jp/bangouseido/>



マイナンバー総合フリーダイヤル  
（平日9:30～20:00 土日祝9:30～17:30年末年始を除く）

☎0120-95-0178